

令和4年 網走市議会
総務経済委員会会議録
令和4年6月6日(月曜日)

○日時 令和4年6月6日 午前10時00分開会

○場所 議場

○議件

1. 網走市地域防災計画の改訂について
2. 公園遊具に関わる安全対策について
3. 網走港安全利用対策推進委員会の審議経過について

○出席委員(8名)

委員長	小田部 照
副委員長	山田 庫司郎
委員	栗田 政男
	立崎 聡一
	永本 浩子
	平賀 貴幸
	古田 純也
	村椿 敏章

○欠席委員(0名)

○議長 井戸 達也

○委員外議員(0名)

○傍聴議員(4名)

金 兵 智 則
近 藤 憲 治
澤 谷 淳 子
松 浦 敏 司

○説明者

副市長	後藤 利博
企画総務部長	秋葉 孝博
建設港湾部長	立花 学
総務防災課長	田邊 雄三
総務防災課参事	八百坂 則勝
都市管理課長	澁谷 一志
港湾課長	梅津 義則

○事務局職員

事務局長	林 幸一
------	------

次 長	石井 公晶
総務議事係長	法師人 絵理
総務議事係	早 渕 由 樹
総務議事係	山 口 諒

午前10時00分開会

○小田部照委員長 おはようございます。

ただいまから、総務経済委員会を開会いたします。

今回の委員会では、議件3件について協議いたします。

それでは、議件1、網走市地域防災計画の改訂について説明を求めます。

○八百坂則勝総務防災課参事 網走市地域防災計画の改訂について、御説明いたします。

初めに、お手元に配付しております資料、網走市地域防災計画基本編、事故災害対策編、災害復旧・復興計画編、地震対策編、資料編、及び資料1号、網走市地域防災計画の改訂についてであります。

それでは、資料1号、1ページを御覧願います。

1、地域防災計画とは、災害対策基本法第42条に基づき、地域の震災・風水害等の災害から、住民の生命・身体・財産を保護するため、市及び防災関係機関、住民、地域・事業者等それぞれ相互に協力した災害予防、災害応急、災害復旧活動に当たるための対策を、総合的かつ計画的に実行することを目的に策定するものでございます。

(1) 計画の位置づけは、国の防災基本計画や、北海道地域防災計画と相互に関連性を有し、連携した計画となっております。

(2) 網走市地域防災計画の構成は、基本編が6部、事故災害対策編が8部、災害復旧・復興計画編が3部で、全277ページ、地震対策編は4部で構成され、全52ページとなっております。

資料編は、参考資料で全261ページとなっております。

次に、2ページを御覧願います。

2、地域防災計画の修正についてでございますが、近年頻発している災害の教訓を踏まえ、国では、災害対策基本法や防災基本計画の一部改正、気象業務法の改正、防災基本計画の見直しなど、北海

道においても、これらに基づく北海道地域防災計画の修正が行われましたことを踏まえて、国や北海道の計画と整合を図り、防災対策の強化や推進を目的に、網走市地域防災計画の修正を行いました。

なお、災害対策基本法などの主な改正時期につきましては、表に記載のとおりです。

次に、3ページを御覧願います。

主な修正点についてでございますが、(1)基本編の第1部、総則では、①新型コロナウイルス感染症対策を含む計画の基本理念の追加

②住民及び事業所の責務として、自らの命は自らが守るという基本に立ち、防災に関する知識の習得、住民主体の取組の支援や強化により、社会全体としての防災意識の向上を図る。

③住民が取り組む「平常時の備え」の更新

④住民及び事業所の自発的な防災活動の推進の追加

第2部、網走市の概況では、網走川ほか9河川の、指定河川浸水想定区域の想定最大雨量の追加

第4部、防災組織では、①気象業務法の改正に伴う特別警報、水防活動用の気象警報及び注意報や早期注意情報、火災気象情報の追加

②注意報や警報など、防災気象情報の発令等に伴う、最大警戒レベルと避難行動一覧を追加

第5部、災害予防計画では、①自然環境の機能の活用等を含め、地域の回復力を高める、グリーンインフラの取扱いの推進など、災害に強いまちの形成

②災害時に円滑に情報共有ができるよう、防災関係機関による「顔の見える関係」の構築を図り、訓練・研修等を通じて、持続的にする。

③物資及び防災備蓄財等の整備・確保に関する計画として、市の備蓄のほかに、民間事業者との災害時協力協定による確保、備蓄品の例の追加

④災害時における、ボランティア活動の環境整備
次に、4ページを御覧願います。

⑤地域防災力向上のため、地区防災計画の策定

⑥指定緊急避難場所、指定避難所の見直し

⑦避難体制整備計画における避難誘導體制の構築

⑧避難情報の伝達方法の追加

⑨避難所の運営計画の整備

⑩避難行動要支援者等の名簿及び個別避難計画の作成、支援者等への提供を追加

⑪防災関係機関等との情報交換、伝達体制、整備計画を追加

⑫消防団を中核とした、地域防災力の充実強化の

ため、消防計画の内容を追加

⑬水害時及び土砂災害時における予防対策、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成

⑭風害予防計画における、竜巻等の突風災害予防の啓発、普及の追加

⑮複合災害の予防対策に関する計画の追加

⑯業務継続計画の策定の追加

第6部、災害応急対策計画では、①災害等の情報収集・伝達計画の見直し

②災害通信計画の見直し

③災害広報・情報提供計画で、国からの安否情報の照会に関する手続を追加

④避難改革計画で、避難指示等に対応する警戒レベル一覧表や発令基準の追加、指定緊急避難場所や指定避難所の開設及び運営管理の見直し、避難所等の周知方法等の追加

⑤広域避難及び広域一時滞在の追加

⑥応急措置実施計画で、市の実施する応急措置の見直し、他市町村長等に対する、応援の要求の追加

⑦石油燃料、供給計画の新設

⑧電力施設災害応急計画の新設

⑨被災宅地安全対策計画の見直し

⑩障害物除去計画で、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両対策の追加

⑪家庭動物等対策計画で、家庭動物との同行避難の追加

⑫水防計画で、津波における留意事項、国管理河川及び道管理河川における大規模氾濫減災協議会に関する事項の追加

⑬気象庁が行う予報及び警報の種類の見直し

次に、5ページを御覧願います。

⑭水防活動における水門等の操作、水防資器材及び輸送の追加、通信連絡の見直し

⑮市以外の河川管理者等の協力及び応援に関する内容の追加

⑯国及び北海道で指定した河川の洪水浸水想定区域の公表、及び迅速な避難を確保するための措置の追加

(2) 事故災害対策編の第4部、道路災害対策計画の追加

第6部、大規模な火事災害対策計画の追加

第8部、大規模停電災害対策計画の追加

(3) 災害復旧・復興計画編の第2部、被災者援護計画では、被災者台帳の作成及び台帳情報の利用や提供を追加

(4) 地震対策編の第3部、災害応急対策計画では、①地震、津波情報等の伝達計画で、緊急地震速報に関する情報や、津波警報等の種類の追加

②津波災害応急対策計画の追加をしました。

(5) 資料編では、①近年の災害情報の追加

②気象概況の更新

③浸水想定区域や、土砂災害警戒区域内にある要配慮者関連施設の追加

④新たに締結した、民間事業者等との災害時協力協定の追加

⑤土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を追加しました。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

○平賀貴幸委員 詳細はもうちょっと後で、いろいろと読ませていただきたいと思います、1点だけ伺います。

いわゆるスフィア基準というのがあって、質の向上だとか、いろいろやっていかなきゃいけないのですけれども、その観点で見たときには、網走市の今回の計画はどのような形で、以前のものよりもよくなったというふうに捉えたらいいでしょうか。

避難所関係のところを中心なのですけれども。

○八百坂則勝総務防災課参事 基本的にはですね、こちらは災害対策基本法の改正等を中心に、国の基本計画及び道の計画に基づいて、修正のほうを行っております。

具体的な運用等につきましては、今後、マニュアル等の整備等で、地域との連携を持ちながらですね、実効性のある運用を目指していきたいと考えております。

○平賀貴幸委員 今後ということで、そこは理解をさせていただきたいと思いますが、内閣府も、避難所の運営のガイドラインの中で、質の向上というのはぜひたくではないのだということをはっきり書いていて、ふだんの生活水準とまったく異なる考え方で、しっかりと臨んでいかなきゃいけないのだからということを書いていたりします。

いろいろ避難所の面積、1人当たり3.5平方メートル以上あったほうがいいとか、いろいろ言われるということも大分増えてきましたので、今後ですね、そういったことが可能な限り、生かされるような運用をさせるってことを期待したいと思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○山田庫司郎委員 かなり多岐にわたっての計画の見直しですから、各委員がどういうふうに思っているのかちょっと私もわかりませんが、私たちもその計画について一読させていただいてね、もし、また意見交換する場所が必要だということになれば、ぜひ、委員長の配慮をですね、そのときにはまたこういう機会を設定していただくことをまず、お願いしたいと思うのですが、ちょっと2点ほど確認も含めてお聞きをしたいのは、ここにも書かれています、防災組織の中で気象業務法が改正になりまして、警戒レベル3辺りになるともう、高齢者やいろんな方については避難をすると。

警戒レベル4になると、避難をしなきゃならないという形で、法が変わったように聞いていますけれども、やっぱり自治体としてですね、この避難を指令するというか、出すということは、非常に勇気が要ることで、もし避難させてそのあとに何もなかったじゃないかという、こういう心配もしてしまうのも一つあるのですが、ありがたいことに網走市は災害がないということで市民も災害があまり来ないのかなという、日常の認識があるのだというふうに思いますけれども、ぜひ、この法律の改正によって自治体が悩むことなく、まずやっぱり逃げると。

このことをやっぱり基準にして、計画というのはやっぱり遂行していくべきかなというふうに、こんな点の一つあることと、もう1点はですね、4ページに書かれています、避難行動等の支援者の名簿の作成ということが、ここに項目が出てきてまして、今、各町内会の中で、やっぱり地域に応援、支援をしなきゃならない人たちがどういう形であるかということも含めてですね、事業としてやっているところも一つあるのですが、この名簿の作成というのはかなり大変だとは思いますが、各地域の町内会的な組織とですね、どういうふうに連携を取っていくかも含めてね、このやっぱり徹底をきちんたしないと、障がいのある方、それから高齢者も含めてですが、何も放置された状況でということが生まれないように考えていかなきゃならないというふうに思うのですが、ちょっと2点ほど聞かせていただいたので、見解があればお聞かせをいただきたいと思います。

○八百坂則勝総務防災課参事 まず1点目のですね、避難所の運営の関係ですね。

まず、先ほど御指摘のとおり、災害があったときには自助、自分の命を助けると。

それに合わせた共助ですね、地域の方なりの、避難所の運営、これに関する計画というのは当然必要とは考えております。

ただ、実際にどう動いたらいいのかという、地域の方からのお声のほうは確かにいただいておりますので、今後、訓練等の実施を通じてですね、市としましてもマニュアルの整備等、地域と連携して進めていきたいとは考えております。

続きまして、もう1点ですね、避難行動、要支援者の関係ですね。

こちらにつきましても、今現在、市の運用としましては、災害時要支援者の登録者の名簿をですね、うちとしましては避難行動の要支援者と読み換えて、対応のほうはさせていただいております。今後につきましても、こちらのほうの対応をしている部局と連携を図りながら、情報の共有と、初動の避難行動の計画等につきましても地域の町内会や民生委員の方々と協力して行ってですね、今後整備に向けた取組のほうは行ってまいりたいと思っております。

○山田庫司郎委員 全てが大事な項目ですけれども、特に2点ほど話をさせてもらったのですが、その辺、やっぱり地域の協力がないと大変だということももちろんあるわけですが、例えば訓練なんかですね、地域から上がってくることもあるとは思いますが、逆に積極的にですね、どこかの地域のどこかを、ちょっと協力をもらえるところと、机上でもいいですから、いろんな形でやっぱり訓練を何回もするということが非常に大事だというふうに思いますので、その視点も持っていただいておりますね、ぜひ対応を含めてお願いしたいと思っております。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員、いかがでしょうか。

○永本浩子委員 すいません。今、いろいろ御意見あったところですが、ちょっと一つお聞きしたいのが、第6部の災害応急対策計画の中に、石油燃料供給計画の新設と、電力施設災害応急計画の新設ということであったのですが、新設ということは、今まで、こういったことに対する計画は、網走市は持っていなかったということなのでしょうか。

○八百坂則勝総務防災課参事 こちらにつきまして

は、平成24年の災害対策基本法の改正時に見直し等を図られておりまして、市としましては、これまで北海道LPガスの災害対策協議会や、北見石油業協同組合等と協定のほうを結んでおりまして、運用面においては、災害時にそういった燃料の供給とかの対応等は随時実施してはしております。

電力のほうにつきましてもですね、過去におきましてブラックアウト等が起きたときを契機としまして、道が見直しを計ったところがございますが、そこにつきましても北海道電力及び北海道電力ネットワークさんと協定のほうは結ばせていただいております、運用……今回、新設ということだったのですが、運用については実働的には動いていたということで、御理解いただきたいと思っております。

○永本浩子委員 わかりました。

新設ということで、あったのではないかなと思いつつ、ブラックアウトのあとも、相当話題というか、議題に上ったかと思いましたので、了解いたしました。

そして今も、山田委員のほうからもお話があったのですが、この要支援者に対応するっていうのは、これから本当に現場としてはとても一番大事になってくるかと思うのですが、この計画自体が、きちんとつくっていただいたものだと思いますけれども、今度、運用面になったときに、私も自分の地元の町内会では本当に最近、とみになのですけれども、施設に入られてしまわれる方、亡くなられる方、本当に高齢者に関しては、地元の町内会でも5年に1回、支援を必要とするかしないかというので、プライバシーに関わるので、希望者のみということで受けたい支援とか、実情っていうのを取っているのですが、とても今、5年に1回じゃ全然実情が伴わないっていう状況になっているのを、ひしひしと感じていまして、市全体となるとこういった要支援者に対する対応って、もっとこう幅広くなって大変になるかと思うんですね。

ただ、やっぱりせっかくつくり上げたものがもう本当に、私も幹事長をやって7年なので、今年、去年と、ものすごくこの高齢の方が亡くなられたり、施設に入られたり、町内会の中の様相が変わってきているというのを実感して、そういったところに対応できるのはなかなか難しい課題もあるかと思っておりますけれども、やっぱり災害が起きたときに、命を救えるかどうかで大事な部分だと思っておりますので、そういった点もぜひ考慮に入れ

て今後運用面のところを詰めていただければと思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、先ほど山田委員のほうから御意見ありましたとおり、各委員ですね、膨大な資料となっていますので、一読していただいて、必要があればまた質疑の場を設けるといいう形でよろしかったですでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、この件につきましては、以上といたします。

○小田部照委員長 次に、議件2、公園遊具に係る安全対策について説明を求めます。

○澁谷一志都市管理課長 資料2号を御覧下さい。

公園遊具に係る安全対策について御説明いたします。

1、公園遊具の安全対策の状況についてですが、昨年、当市が管理する公園、向陽ヶ丘にあるふれあい公園、潮見にあります駒場公園において、遊具利用時の事故を受けて、緊急点検を実施し、遊具の安全対策を、次のとおり行いました。

(1) 公園遊具の状況についてですが、管理を行っていた公園は、都市公園、保育園、市営住宅内公園など、96公園、423遊具であり、そのうち、安全対策が必要とされた公園は、78公園、188遊具でありました。

(2) 安全対策の状況についてですが、令和3年度において、経年劣化が著しい遊具の撤去が、37公園、74遊具、コンクリート基礎が露出している遊具の基礎部分の土盛りを行ったのが、52公園、93遊具、衣服の一部などが絡まったり、体が引っかかったり、体の一部が引き抜けなくなるような開口部や隙間など解消を行った補修が、50公園、88遊具になりました。

また、複合遊具を供用しました、駒場公園においては、遊具に対象年齢や遊び方の拡大シールを貼り付けるとともに、遊び方やしてはいけないことなどの注意喚起の看板設置を行ったところであります。

今年度は、昨年度にできなかった7公園、9遊具の撤去を行い、注意喚起といたしましては、遊具がある80公園に、遊び方やしてはいけないことなど

の、注意喚起看板の設置を行います。

事故のありました、ふれあい公園の複合遊具につきましては、今年度撤去して、新しい遊具を整備いたします。

また、この事故を受けて、けがをされました保護者より、これまで遊具の安全対策がされていなかった市の管理責任追及の申し出により、警察の捜査がされておりましたが、このたび、保護者より遊具の安全対策や、遊具の改善がされている状況から、申し出の取り下げがあり、捜査が終了した報告を受けたところであります。

2、今後の対応についてですが、①引き続き月1回の日常点検を行い、遊具の目視、触診、打診などにより、遊具の部材の腐食、変形などの確認、基礎部分の土盛りの確認を行います。

②専門技術者による年1回の定期点検を行い、日常点検より詳細な点検、国の指針や公園協会の安全に関する基準に基づく点検を行ってまいります。

③現在、一部の新しい遊具にしか貼っていない年齢対象シールを全遊具に貼ります。

④小学校へ遊び方やしてはいけないことのパフレット等の配付を行います。

説明は以上になりますが、今後は、国の指針や公園協会の安全に関する基準に基づく点検を行い、子供たちが安心して公園遊具で遊び、成長していける環境を実現していきたいと考えております。

以上です。

○小田部照委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 2番の今後の対応についてところで、月1回の日常点検、継続ということですが、今までもされていたわけですよね。

事故を受けて点検をした結果、かなりの部分で修繕しなければ、見直さなければならなかったというところなのですが、それまでの点検のね、レベルっていうんですかね、その部分が、見る部分が変わったというふうに考えればよろしいのですかね。

○澁谷一志都市管理課長 今までは、腐食している部材の交換を主としておりまして、国の指針とかに基づいていなかったです。

事故を受けまして、国の指針を見直しまして、さらに公園協会の安全に対する基準もありましたので、それもですね、日常点検で行いながら、さらに今年から、専門技術者による、より詳細な点検を行いながら、安全基準に対する管理を行いたいと考え

ております。

○村椿敏章委員 国の基準なども見直して、より安全に子供たちが遊べるようになっていく、見直しをしたというふうに、認識しました。

今後、国の基準に基づいて点検していくことになると思うのですが、この月1回の日常点検というのは、委託、それとも直営なのですかね。

○澁谷一志都市管理課長 こちらの日常点検につきましては、27年度から業者のほうに委託しております。

○村椿敏章委員 その委託の点検のときに、市の職員と一緒に付いたりなど、そういうことはされないのですか。

○澁谷一志都市管理課長 点検のほうは、基本的には、委託業者のほうで行われ、月1回報告はされます。

ただ、点検の過程で確認してもらいたいような事項がありましたら、うちの職員がですね、現場に行き確認することはあります。

○村椿敏章委員 市の職員の見る目っていいのですかね、その辺も当然養っていかなくちゃならないと思うので、特別な場合だけではなくてね、市の職員も一緒に付きながら点検するとか、そういうことも、検討していただければと思うのですが、いかがですかね。

○澁谷一志都市管理課長 今回、今年ですが、日常点検のほかに、より詳細な点検を専門の技術者に頼んでおります。

その場において、私たち担当の職員、技術職員も同席しながら、専門技術者による管理の視点もですね、学びながらしたいと思っております。

○村椿敏章委員 よろしくをお願いします。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○永本浩子委員 すいません、今、村椿委員からも質問がありましたけれども、この新規の専門技術者による、年1回の定期点検というお話が今、ありましたけれども、具体的にはこの専門技術者というのはどういった方になるのでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 こちらのほうは、日本公園協会の資格を持っている、例えば、公園施設製品安全管理士、あと、公園施設製品整備技士というのが、こちらのほうには当たりますが、国のほうで言っています、専門技術者っていうのは必ずしもこういう資格を持った人っていう、明確なものはないのですけれども、一応日本公園協会で、資格を持って

いる方っていうふうにはなっております。

○永本浩子委員 そういう資格を持っている方を、年に1回網走に来ていただいて、市内の全部の公園を点検するということなのでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 今年の予定といたしましては、8月のお盆過ぎから、専門の技術者で公園、遊具を点検するような予定でおります。

○永本浩子委員 では、その期間に来ていただいて、何日かかけて、市内全部の公園をきちんと見ていただくということだと理解させていただきました。

そして、かなりの量が点検し直したら、あったということかとは思うのですが、令和3年度におきましては、これはもう全部終わったという捉え方でよろしいのでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 去年はですね、一度ですね、技術者、担当者がですね、遊具の業者とですね、確認をしながら、緊急的に大きなけがにならないような対策の補修はしてきました。

○永本浩子委員 私の町内会にも、中央児童公園という公園があるのですが、滑り台のところ、ずっとこのロープが張ってあるままで、毎日のように保育園の子供たちがそこに来て遊んでいて、ちょっと危ないのではないかと心配されている近所の方もいらっしやいまして、私も時々見に行くのですが、やっぱりこの張ってあるロープを、今度は揺らしたりなんなりで、子供たちもいろいろ遊んでいる状況なのですけれども、今そういうふうに、うちだけじゃなくて、このピンクのリボンをかけて、黄色と黒のロープで使えないようにしているところはあるのかなと思うのですが、私が知っている地域の公園に関しては、これから撤去するのか、補修するのか、何らかの措置をするということで、ロープが張ってあるかとは思いますが、令和3年度ここの補修のところ88遊具、全て終わっているということでしたら、令和4年度のほうに、地域の公園が入るかと思うのですが、项目的には補修というのはないので、撤去になるという、そういう理解でよろしかったのでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 今、おっしゃっています公園につきましては、今、ロープを周りに張って、使用禁止にしております。

今、そちらのほうにつきましては、今年度撤去する予定であります。

また、ほかの公園も、そのような工事をする予定

でございます。

○永本浩子委員 この撤去の九つの遊具の中の一つに入っているということかと思うのですけれども、この遊具、滑り台を撤去すると遊べる遊具がかなりに限られてきてしまうのですけれども、撤去した後は、新しく何か遊具を入れるとか、そういったことも考えられているのでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 現在のところ、そちらの公園につきましては、撤去後、すぐ遊具をですね、設置するっていうふうには考えておりませんが、これから公園の再編も行っていますので、その中で、地域に説明したときに、いろんな意見とか要望ございますので、それで、どういうことができるかっていうのは、考えていきたいと考えております。

○永本浩子委員 ぜひ、地元はもうかなり高齢化しているのですけれども、利用しているのは、近くの保育園児がほぼほぼ主なので、ぜひ地元の声の中にそういった実際利用している保育園の先生の声とか、そういったところもぜひ聞いていただきながら、適切に対応していただければと思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○古田純也委員 ④の小学校へ配るパンフレットの内容なのですけれども、これは市独自で作られている内容なのでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 今ちょっと検討中ではありますが、できるだけ小学生がわかりやすいようにと考えております。

文章ではなくて、なるべくイラスト的なものをですね、一目でわかるような形で考えておまして、その辺、学校とかのですね、先生にもですね、お話を聞きながら、どういうものが子供の目に入るのかっていうのも確認しながら、今配付を考えている状況でございます。

○古田純也委員 では、保護者目線とか、そういう部分も考えられている。

○澁谷一志都市管理課長 今のところは、子供っていうふうには考えておりますが、その中で、保護者のほうにもですね、協力を求める文書をですね、その中に入れたいと考えております。

○古田純也委員 先ほど、向陽ヶ丘の事故の取下げもあったというふうに御報告を受けたのですけれども、結構大きなけがをされたっていうイメージがあったのですけれども、その後の、けがの状態というのは、回復されているのでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 電話で確認したところ、けがをされた後遺症は今ところはなく、元気に過ごされているというお話は聞いております。

○古田純也委員 後遺症なく過ごされているということで、安心したのですけれども、そういう市の施設でけがをされた場合の、医療費、治療費っていう補償は今回どのような、流れになったのでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 今回のケースに関しましては、子供、幼児でしたので、医療費はかからないっていうふうになっております。

○古田純也委員 子供の場合だったからっていうところだったのですけれども、大人の場合だったら、どうなのでしょう。

○澁谷一志都市管理課長 もし、大人の場合でありますと、過失ということになりますので、確かに、基礎が出ていたっていうことは、市の管理ということには、配慮が足りなかったっていうのは事実ですので、そこら辺はまた、違う民事的な裁判によって、過失の割合っていうのが決められるということになっております。

○古田純也委員 はい、わかりました。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○平賀貴幸委員 ちょっと単純なことかもしれませんが、パンフレットの話が今ありました。

これ、何で小学校だけの配付なのですかね。

幼稚園とか保育園も、子供もいるのですけれども、そこには配付されず、小学校だけにしている理由って、何かあるのですか。

○澁谷一志都市管理課長 小学生っていうふうには考えておりますが、ただ、公園はですね、確かに今おっしゃられたとおり、小学生だけでなく幼稚園児も使われているっていうことですので、そこら辺はですね、柔軟に小学校だけでなく、保育園、幼稚園のほうにもですね、配付していきたいと考えております。

○平賀貴幸委員 大事なことだと思いますので、お願いしたいと思います。

それと、もう1点なのですけれども、(1)の公園遊具の状況で見ると、管理を行っていた公園と安全対策が必要とされた公園があつて、遊具、188つなっているのですよね。

(2)の安全対策の状況を見て、遊具を足していくと、看板を除くと264で、最初の188よりも大分多いのですけれども、これはどうしてこういうふうになっているのか教えてください。

○**澁谷一志都市管理課長** 補修した、安全対策が必要な公園の遊具の数字ですが、一つの遊具でも、基礎が出ている遊具もあって、なおかつ補修もですね、されている遊具もありますので、単純に足しまして合計が一致するっていうものではございません。

○**平賀貴幸委員** わかりました。

今回こういう形で点検されて、これだけ多くのものが出てきたのですけれども、これがある以前って、どのくらい補修とか、そういうことをやられたのですかね。

○**澁谷一志都市管理課長** 今、ちょっと手元にですね、資料を持ってきてはいないのですけれども、月1回の日常点検では、先ほど説明しましたが、部材の腐食により交換をしているというのは、年間、結構補修っていうのは、件数的にはございます。

○**平賀貴幸委員** 新たなやり方でされるのでしょうかから、そこは、これまで以上に安全になるというふうに理解していいのだというふうに思いますけれども、同じような事故が起きないようにするっていうことが大切なのだというふうに思います。

説明を聞いていると、日常点検は委託するけれども、専門的業者の定期点検があって、そこには市の職員も同行するということがあったので、大丈夫だと思いますけれども、最近、委託をそのまま委託しっ放しにしてしまって、結局うまくやれていなかったという事例も幾つかあるというふうに指摘があるので、ちょっとそこが気になったのですけれども、この方式だとそこは大丈夫なのかなと思いましたので、いろいろ注意しながら、進めていただきたいと思います。

以上です。

○**小田部照委員長** 他の委員いかがですか。

○**山田庫司郎委員** すいません、何点か確認させていただきます。

今、平賀委員が数の部分については確認していただいたので、これはいいとしてですね、月1回の日常点検の関係ですが、これ保育園は入っているというふうに考えていいと思いますし、学校もこれは、この委託業者がするということによろしいのですか。

教育委員会と福祉の関係があるのですが、その辺はどうなのでしょう。

○**澁谷一志都市管理課長** こちらのほうは、あくまでも教育委員会、学校のほうはですね、またこれと

は別にですね、対応するような、日常点検は対応するようなことにはなっています。

○**山田庫司郎委員** ちょっと聞いているところでは、公務補さんがやっているという話もあるのですが、ぜひですね、日本公園何だかっていうその専門技術者、確かにこれも本当に重要ですから、してもらおうということに思うのですが、私はこういうことがあったときに本当はここを先に入れて、全て点検して、どう対処するかっていうのが本当だと思いますよ。

これからはきちんと、ここはやってほしいと思いますが、その委託している業者ですが、この辺は、日本公園の指針なり何かを基にして、現場を見るところでここはいいのですか、資格はないにしても。

○**澁谷一志都市管理課長** 日常点検を委託しております業者につきましては、昨年度、事故がありましたので、昨年事故以降ですね、国の指針とか、公園協会の基準をですね、巡視しながらの確認を市のほうからお願いしております。

○**山田庫司郎委員** 委託する側がきちんとその条件を出して、委託契約しないと駄目でしょう、それは。

だから、指針なり基準にのっとった形で、確かに資格はないけれども、そういう業務点検してくださいということで、契約しないと駄目だと思いますよ。

そして、専門職の資格のある方が、年に1回、やっぱり見るっていうことも大事かもしれない。

ただ、その辺をきちんとしていけないと、触ってみて大丈夫だ、こうだっていう、それでただいいのか、幾ら払っているか僕はわかりませんが、その辺をきちんとしなきゃ駄目だと思いますし、学校は学校で、教育委員会の管轄ですが、ここはやっぱり土木としてね、土木管理として、全体の公園を預かっている立場ですから、教育委員会と連携を取りながら、実態は誰がやっているか僕もわかりませんが、やっぱりきちんとした人を見ないと、何かあったとき大変だというふうに僕は思うので、その辺しっかり考えていただきたいと思います。いかがですか。

○**澁谷一志都市管理課長** 今、委員おっしゃられるとおり、公園、学校の遊具にしましても、市の技術者もおりますので、そこら辺と連携をしながら、網走市が管理している遊具全体をですね、安全に子供

たちが遊べるような体制をつくっていきたいと考えております。

○小田部照委員長 他の委員、いかがでしょうか。

この件につきましては、以上でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小田部照委員長 それでは次に、議件3、網走港安全利用対策推進委員会の審議経過について、説明を求めます。

○梅津義則港湾課長 資料3号を御覧ください。

網走港安全利用対策推進委員会の審議経過について、御説明をいたします。

網走港は、港内の一部がサケ、マスなどの釣りポイントになっており、砂浜からの投げ釣りや、船舶を使った釣りなど、秋サケの釣りの時期は、多くの釣り人で混雑する状況になっております。

船舶を使った釣りでは、遊漁船やプレジャーボートやミニボート等を使用し、釣りをする者が多く見られ、ミニボートを使用して釣りをする者の中には、海や船舶の知識を有していない者もいることから、悪天候でも出港したり、航路泊地で停泊、停止して釣りをしたり、航路泊地を航行する船舶のすぐ前を横切るなどの危険な行為も見受けられます。

また、夜間に無灯火で航行するものや、河川から認識してもらうための旗を立てていないものなどもあり、漁船や貨物船との事故などの発生が危惧されております。

このような事態が生じていることから、市は、本年2月に、学識経験者や有識者など5名で構成する、網走港安全利用対策推進委員会を組織し、網走港の安全な利用について諮問をし、慎重な審議を重ねていただきまして、5月27日に答申を得たものであります。

1の諮問から答申までの審議経過についてですが、本年2月14日に、第1回目の推進委員会を開催しております。

まず、網走市長から網走港の安全な利用についての諮問をしております。

諮問の内容については、資料に記載のとおりでございます。

次に、事務局から、網走港の現状と課題について説明をいたしまして、意見交換や検討課題の抽出を行っております。

2回目の委員会は、3月28日に開催をし、日本通

運さんや渋田海運さんなど、網走港を利用する港湾利用者の港湾利用事業者4社と日本マリン事業協会など、2団体から港内での釣り人の状況などについてのヒアリングを行っております。

全ての利用事業者や利用団体からも、危険な状況であるという認識で何らかの対策が必要であると求められたところであります。

その後、事務局から網走港と関係法令について説明し、今回、アドバイザーをお願いしている日本大学法学部教授の南健悟先生から、関係法令の論点などについての御説明をいただき、そういった情報共有を行った上で、各委員に意見交換をしていただいております。

3回目の委員会につきましては、4月26日に開催をしております。

規制の在り方について市の考え方を示し、委員には意見交換をしていただいたあと、網走港船舶の安全な利用の促進に関する条例大綱案を示し、審議、検討をしていただいております。

その次に、4月28日から5月16日まで、先ほど申し上げた大綱案に対するパブリックコメントを募集しております。

市のホームページと、市の庁舎、あと、エコーセンターに募集用紙などを設置いたしまして、実施をいたしました。

結果といたしましては、6件の意見が寄せられております。

市内の方が1件で、市外からの意見が5件ございました。

基本的に、規制に反対する意見はありませんでした。

多かったのは、新たな釣り場の設置に関する要望が4件ほどあったというところです。

その後、5月27日に石井委員長から網走市長に、諮問に対する答申がございました。

2の今後の予定ですが、今回いただきました答申内容に基づきまして、網走港船舶の安全な利用の促進に関する条例の制定に向けた取組を進めてまいります。

これらの経過を踏まえまして、今回の議会におきまして、網走市、網走港の安全な利用の確保に関する条例の制定を提案しているところでございます。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○永本浩子委員 大変テンポよく、早め早めの内容で、ここまでこぎ付けていただいたかなと思います。

ただ、やっぱり条例が、今後制定に向けて取組を進める、秋サケの時期に間に合うようにということなのですけれども、条例を制定したとしても、来られる方は市外からの方が本当に多くて、そういった方たちにこの条例を周知するというのはなかなか難しいことかと思うのですけれども、やっぱり実効性のあるものにしていかないと、せっかく条例をつかったとしても効果がなかなか出ないのではないかと思います。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○小田部照委員長 暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時58分再開

○小田部照委員長 それでは、再開いたします。

再度、永本委員の質問からお願いいたします。

○永本浩子委員 先ほどの件に関しましては、もう一度、6月議会で提案されたときにお伺いしたいと思います。

もう一つ、ちょっとお聞きしたかったのが、この審議会の中で罰則規定ということについては、何か審議があったのでしょうか。

○梅津義則港湾課長 審議会の中で、罰則規定の話はございました。

その中でもですね、法的な見解を述べていただいたのは、地元弁護士の川瀬先生ですとか、あと、日本大学の、先ほど申し上げましたアドバイザーで南健悟先生というところで、法的なところの解釈はしていただきましたが、今回の罰則に関してはですね、まず、規制について早くやらなければいけないというところが大きな論点でございまして、早く規制をするためにはですね、罰則規定を設けると検察庁協議などが少なくとも2か月、3か月かかってしまうと言ったようなことがございまして、それをやるともう今期には間に合わないといったところで、今回は罰則規定を設けないというところで、進んでいるところでございます。

○永本浩子委員 ということは、時間の関係でということで、今回はこの条例制定というところで、一つの答申という形になったのだと思うのですけれども、今後それでは、罰則規定に関しては、さらに継続した審議の場ってというのは、持たれるようになるのでしょうか。

○梅津義則港湾課長 そこについてはですね、いかに実効性を保っていくかというところですので、今年度、規制というか、PRをした上で、その結果を見ながら、今後検討されていくところかと思いません。

○永本浩子委員 ぜひ、その辺のところ、きちんと詰めていっていただければと思います。

知床の観光船のことで、今大変な状況になっておりますけれども、万が一本当に、船舶との接触事故等が起きて、死亡者が出たりとかっていうことがあればまた網走としても大きな打撃になるかと思えますので、ぜひそういったところをしっかりと、今後も詰めていっていただきたいと思えます。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。よろしかったですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、この件につきましては、以上でよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

その他、委員の皆様から何かありましたでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それではこれもちまして、総務経済委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午前11時02分開会